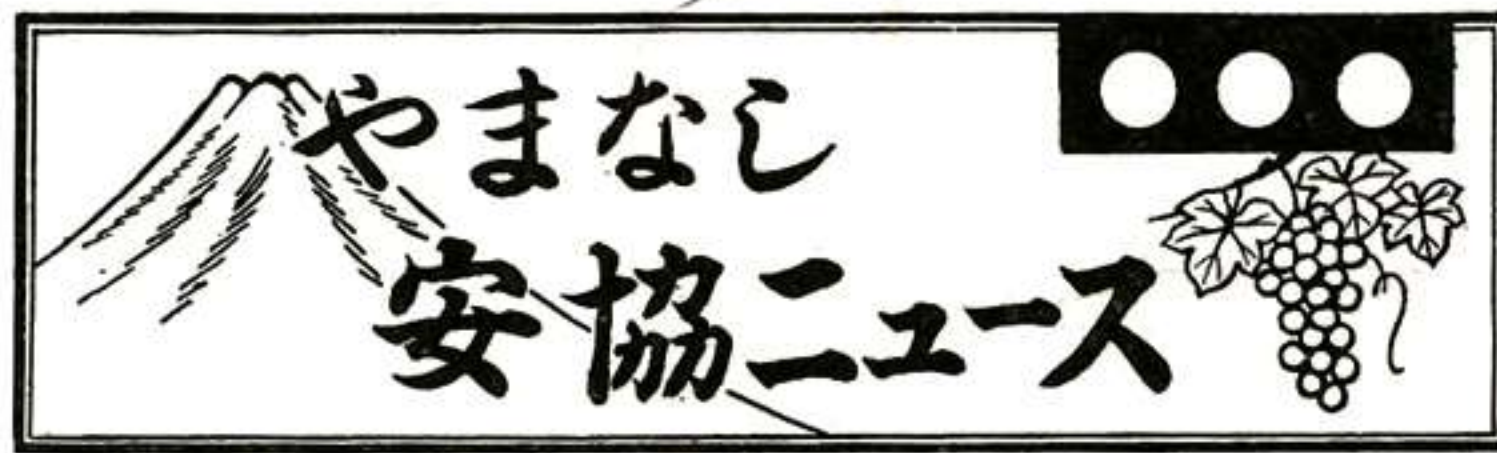


県下の交通事故(43年3月末現在)

区分	事故件数	死者	傷者
42年	1,662	29	1,050
43年	1,797	42	1,170
比較	+135 (+8.1%)	+13 (+44.8%)	+120 (+11.4%)



第8号

発行所

甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県交通安全協会

TEL 甲府(0552) 25171 内線335・338

春の全国交通安全運動

5月11日から5月20日まで

追突防止も重点に 安全運転・正しい歩行で

春の全国交通安全運動は、五月十一日から二十日まで十日間、全国一斉に行なわれることになりました。運動の重点と実施事項は次のとおりです。

一、目的
この運動は、人命尊重の

本期間 自五月十一日 至五月二十日

三、運動のローガン
あなたは、安全運転をしますか、正しい歩行をしますか。

四、重点目標
(一)歩行者の安全確保の徹底
(二)交通安全思想の普及徹底
(三)道路交通環境の整備改善

五、具体的推進事項
(一)歩行者の正しい横断の励行と、横断歩道における保護の徹底
(二)正しい交通ルールをおぼえ、人も車も必ず実行する。
(三)道路を横断するとき、手を上げて左右の安全をたしかめて、サツサと渡る。
(四)横断歩道や歩道橋のある道路では、必ずこれらを利用して渡る。
(五)信号機のある横断歩道では、必ず「青」になつてから渡る。
(六)自動車の直前、直後の横断はしない。
(七)自動車の急には止ま

れないことを知り、道路への急なとび出しはしない。
キ、横断歩道の手前で、自動車を徐行し、追越し、追抜きはしない。

ク、横断歩道に人がいるときは、自動車は必ず一時停止する。
ク、通学、通園路及び踏切道における安全の確保。
ア、通学通園路を再検討し、安全確保につとめる。
イ、登下校には必ず、通学、通園路を通る。
ウ、集団による歩き方と、一人の歩き方を実地に指導する。



たしかめて おてゝをあけて さあ、横断 (撮影 松井 清氏)

あいさつ

交通部長 坂本欣三

見地から交通事故防止の徹底、特に歩行者の交通事故の絶滅を目標として、すべての歩行者、運転者、運送者の雇い主、その他道路交通に関係のある者に、交通安全思想の周知徹底を図り、正しい交通のルールの実践を習得せしめるとともに、道路交通環境の整備改善等を促進することを目標とする。

二、期間
準備期間 自五月一日 至五月十日

この三月の異動で交通警察を担当することになりました。現今の交通情勢から見て、まさに大任をこたえたいと、皆さんのご指導とご協力をいただき、なんとか、お役にたきたいと存じております。

最近における交通事故は、激増の一途をたどっています。これは全国的傾向でもありますが、私達の正面には、いやでも眺めざるを得ないような「交通事故発生状況表」があり、県内に発生した毎

日の事故が統計的に書き込まれています。四月十五日現在の数(一月からの累計)をみますと、事故件数は二、一三五件で一九九件の増、死者は四八名で一六名の増、負傷者は一、四〇二名の増、一五八名増という数字で、著しい増え方を示しています。特に死亡事故が目立ち、深刻な事態です。これは、深刻な事態の一端を物語っています。

昨年(昭和四二年)の観光シーズンには、県内の主要道路で相当ひどい交通渋滞が生じ、今年(昭和四三年)は、このことが判つていても、どうしよう



状態でも、なお自動車は止まらないと、まことに切ない限りです。この深刻な交通情勢の中、今年もまた、春の交通安全運動が五月十一日から実施されることになりました。この運動も、すでに二十余年の歴史と実績を重ねてきています。一般の人達も、これ程親しまれ、浸透している運動は他にないと思えます。ために、ややもするとマンネリ化し、形式に流れる傾向がないでもありません。

この際、それぞれの分野において行なうべき仕事を再確認し、たとえ華やかさはないまでも、地道に運動を推進し、着実な成果を取ることが、最も大切なことであると思つております。

(当協会常任理事)

追突事故を防ぐ安全5則

- 1 いつでもどこでも速度に応じた車間距離
[一般道路では、自分の車の時速(キロメートル)の半分をメートルにした距離、例えば、時速40キロメートルであれば20メートル、高速道路では、自分の車の時速(キロメートル)をそのままメートルにした距離、例えば、時速80キロメートルであれば80メートル、の車間距離を前車との間にとって走行することが追突事故防止の第1原則である。]
- 2 追突されないために予備制動
[停車する場合は、停車する間際で急ブレーキをかけるようなことをしないで、その相当手前から二段、三段にブレーキを踏み、速度を落とすとともに、制動灯を点滅させることによって後続車に停止することを予告することが大切である。]
- 3 制動灯、ブレーキ点検確認
[追突されないためには制動灯、追突しないためにはブレーキが確実に作動することが重要なポイントであるので、これが常に最良の状態に整備されているよう仕業点検を確実にこなすことが大切である。]
- 4 無理な追越し、わき見はしない
[無理な追越しや割込みは追突の危険性が大きく、また、いくら安全な車間距離をとっていてもわき見運転をしていては前車が急停車、急な方向転換等をした場合の措置がおくられて追突事故を起すという場合が多いので、無理な追越しやわき見等をせず、十分注意して運転することが大切である。]
- 5 早目の合図と早目のブレーキ
[右、左折等するときは、早目に合図して後続車に追突されることのないようにし、また、とくに交差点付近や横断歩道の手前では前車が急停車することも予測して、早目にブレーキを踏んで速度を落とすことが大切である。]

歩道橋を渡ろう

県外車に安全呼びかけ

エ、路上での遊戯は、絶対にしない。させない。
オ、県民すべてが、この要の安全確保のため、愛の声をかける。
カ、踏切道安全施設の整備

キ、踏切道通過車の安全確認の励行
ク、飲酒運転の追放
ク、酒を飲んだら絶対に

ハ、路上での遊戯は、絶対にしない。させない。
オ、県民すべてが、この要の安全確保のため、愛の声をかける。
カ、踏切道安全施設の整備

ハ、路上での遊戯は、絶対にしない。させない。
オ、県民すべてが、この要の安全確保のため、愛の声をかける。
カ、踏切道安全施設の整備

イ、自動車運転関係事業所における適正な運行管理体制の確立
イ、運転者講習による安全運転の確保
ウ、運行管理者、安全運転管理者の研修による安全確保
エ、労働管理の確立による安全運転、事故防止の徹底
エ、労働管理の確立による安全運転、事故防止の徹底

イ、仕事点検の完全励行と、安全確保。
(七)自動車運行管理の徹底
ア、自動車運送関係事業所における適正な運行管理体制の確立
イ、運転者講習による安全運転の確保
ウ、運行管理者、安全運転管理者の研修による安全確保
エ、労働管理の確立による安全運転、事故防止の徹底
(八)道路交通環境の整備改善
ア、道路危険箇所の変更、交通安全施設の整備、改善

- 交通安全10人の誓い
- 1 私は、道路では遊びません。
 - 2 私は、通学路をよく守ります。
 - 3 私は、自動車左側一列を歩行します。
 - 4 私は、無理な追越しをしません。
 - 5 私は、無茶な車飛ばしをしません。
 - 6 私は、模範運転をします。
 - 7 私は、飲酒運転をしません。
 - 8 私は、右側歩行を守ります。
 - 9 私は、車の直前直後に注意します。
 - 10 私は、道路を不正使用しないように心掛けます。
- (商店主)
職 沢 交 通 安 全 協 会

六、推進体制の確立
(一)運動の趣旨を県民全体に徹底するため、あらゆる広報媒体を利用して、すべての機関が運動の推進にあたる。
(二)すべての県民が、交通事故防止のため総ぐるみで、この運動の推進にあたる。

自分の安全を守る運転法

前文

自分が交通ルールを守り、安全運転をしても相手が無茶な運転や通行すれば事故は起きます。事故が起きてから「原因は相手にあるのだから自分に責任はない」といってみただけでは、死んだら責任がなかりあるいは大きな損害賠償をすようにならなければならない。自分が安全を守らなければならない相手は、まず、ゆずり合いの気持で、用心に用心を重ねて慎重に運転し、もしも不注意があってもそれに促して事故を防ぎ、安全な運転をすることです。つまり、安全運転から一歩進めて交通事故の相手にならない運転法を守らなければなりません。事故の多発する交通環境の中でも、長い年月を無事故で通している運転者が、かなりいます。これらの運転者は「自分の安全を守る運転法」をしつかり身につけている人々です。あるといえましょう。これらの模範的な運転者の運転上の「心がけ」「コツ」といったものを警視庁がまとめた。題して、「自分の安全を守る運転法」である。

◆心身

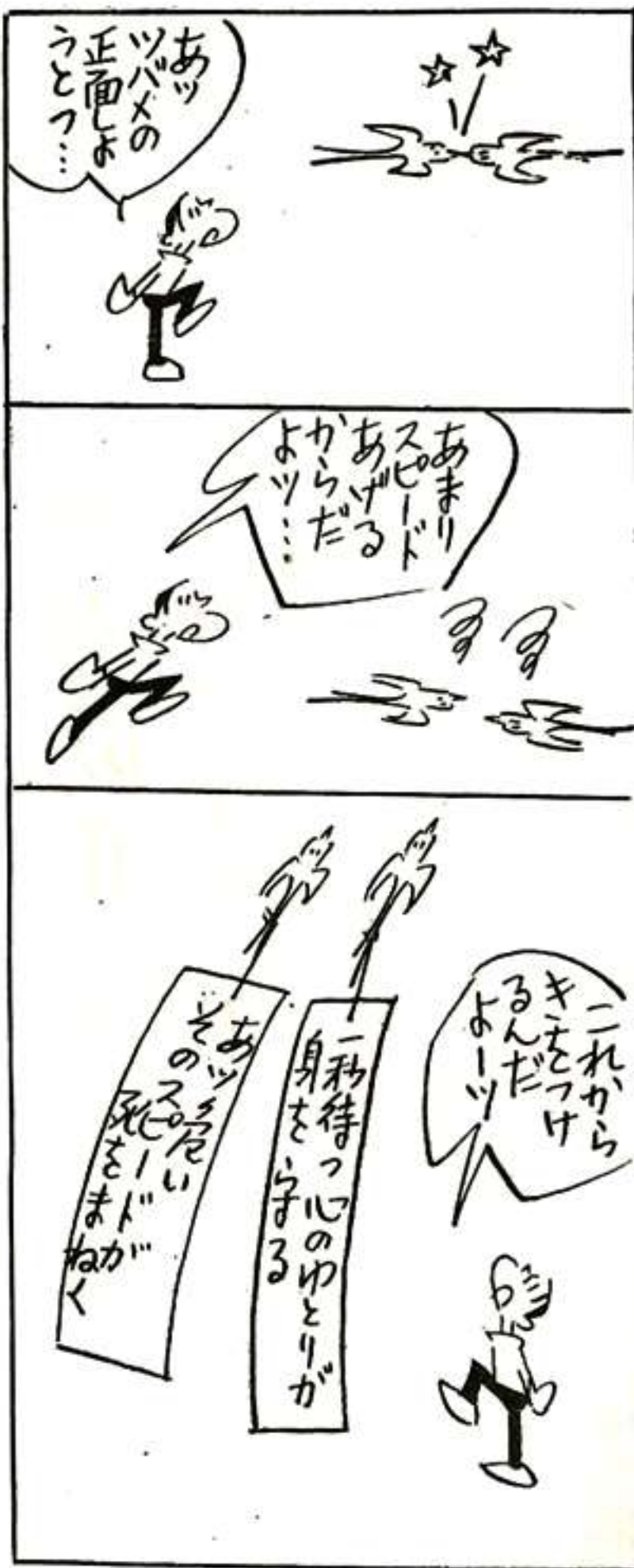
睡眠不足、仕事づかれ、病弱など心身の異常があるときは運転をしないことが肝心です。とくに酒を飲んだ場合は、量が多にかかわらず自分の行動にどこか常とは違ったあふないものがあるはず。とにかか、車を運転するときは心身のコンディションが快調のときにしましょう。

◆整備

車の整備は怠らさずに行ない、故障車は絶対に運転しないことです。点検はハンドル、ブレーキに重点をおき、また、前日の運行の際、異常が認められた箇所は念入りに調べるのが大切です。

◆操縦

ハンドルの重さ、遊び、きれ具合、もどりをよく知り、タイヤまでハンドルの神経をかよわすようにしま



車をよけよう車のかげにまた車 (撮影 望月 清氏)

◆追越し

追越し進路に、前方から進行してくる走行車両がないことを確かめ、安全に入らぬに、前車の前方の状況をも十分に確かめ、安全に入らぬ余地がある確信がなければ追越しはしない。追越しは、後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

◆追越させ

後方から車が接近してきたときは、しばしばバック

交通教室

車両が上乗せ保険(任意保険)に入っている際、被害者は保険会社を抜きに示談(和解)してはならない。車間距離は、前車との間に余裕をもち、追越しは十分な安全距離をとることが必要です。

示談は保険会社と連絡して

被害者が二人だけで、保険の契約額が範囲内で話し合い(示談)金相当の金額を出すと、被害者が被害者から直接請求して金を受け取ることはできません。最近の交通事故の激化に伴って、被害者が被害者から直接請求して金を受け取ることはできません。最近の交通事故の激化に伴って、被害者が被害者から直接請求して金を受け取ることはできません。

停止距離

自動車が急ブレーキをかけても、すぐには止まれない。しかも速度が早ければ早いほど停止距離が長くなる。このため、頭の中をきざみ込んでおく必要がある。

追越しに必要な距離

他の車に追いついている状態から前車を追越して、もとの進路に戻るまでに進行する距離は、おおむね次のとおり。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

歩行者

歩行者の姿勢が立ち止まっているとき、いつとび出したり、あともどりするかも知れないので、減速して歩行者がこちらの車を見ているかどうかをよく確かめましょう。

第一回交通安全写真コンテスト

金賞に松井さんと南甲府署交通課

昨年十二月から本年三月までの期間で実施した「第一回交通安全写真コンテスト」募集要綱による写真募集については、第一部一五点、第二部九点と、きわめて少数で、特にカラー作品はありませんでした。四月八日審査会を開き、つきのおり決定しました。なお、第二回コンテストは、五月一日から八月三十一日までの期間で行ないますが、前回のようには、応募対象を限定せず、広く一般から自由に応募していただくことになりましたので、多数の方がたの応募をお願いいたします。



とび込んだ車が火事を起こす
(撮影 南甲府警察署交通課)

募集要領は前回と同じであります。第一章 山梨交通タイムズ

<入選作品発表>

- 記者 松井 清
作品名「横断歩道」
- 銀章 南甲府警察署 望月 清
作品名「車の直前」
- 銅章 昭和三十九年自動車教習所 後藤 誠
作品名「車の直前横断歩道」
- 佳作 農 業 渡辺 章一
作品名「歩道橋にもどれ」
- (2) 南甲府警察署 望月 清
作品名「夜の歩道橋」
- (3) 甲府警察署 武藤 亀正
作品名「よい交通」
- (4) 山梨交通タイムズ 記者 松井 清
作品名「登校」
- (5) 昭和三十九年自動車教習所 整備課長 磯部 寛
作品名「危険な並進自動車」
- (6) 南甲府警察署 警察官 望月 清
作品名「夜の歩道橋」
- (7) 一宮町 農 業 渡辺 章一
作品名「カーブを走る」
- (8) 昭和三十九年自動車教習所 整備課長 磯部 寛
作品名「危険な交差点」
- (9) 交通視光新聞社

新規購入 映画の紹介

協会では、このたびつき映画を購入しました。なるべく多くの人びとに見ていただきたいと思います。ご活用ください。

一、追突
十六ミリ、カラー、二十七分。
「追突事故」そして、それによってもたらされるムチ打ち症の悲惨さ。単に「災難」として片づけるには、あまりにも大きな悲劇。しかも、追突のエスカレーションは、日一日と進んでいる。明日はわが身にふりかかるかも知れない。

二、追突
十六ミリ、白黒、二十七分。内容はカラーのものと同じ。
三、録音テープ(五分)
妻と二人の愛児を奪われた。これは、交通事故で奥さんと二人の子どもを亡くされた、父親の手記を録音したものであります。

表彰

四月二十五日、東京の半蔵門会館において、関東管区交通安全協会連合会の表彰式が行なわれました。本県関係の表彰者は、優良団体 甲府交通安全協会 交通功労者 平井一満(甲府交通安全協会副会長) 山梨自動車教習所長 向山宇八氏就任

山梨自動車教習所

常任理事更迭
当協会常任理事であった交通部長小林清晴氏は、三月十六日付で警視正に昇任されました。後任には、総務部長の坂本三三氏が交通部長に昇任され、協会の常任理事として、協会の発展にご尽力をいただくことになりました。



お知らせ

フォークリフト(大型特殊車)を備え付けました。どうぞ このフォークリフトで練習して 大型特殊免許をお取りください。練習した車とコースで試験が受けられます。フォークリフトで免許を取れば

一、資格
十八才以上の方ならどなたでも受けられます。現在、普通免許、大型免許などを持っていての方は実地だけで学科試験はありません。

二、練習日時
火、木、金、土、日曜(月、水は休み)の午前八時半から夜間でも練習できます。

三、試験
何時間練習しなければいけないというようない制限はありません。あなたの腕の上達に応じていつでも受験できます。試験は毎週水曜日です。

四、車の便
山梨交通のバスのほか次の所マイクロボスの便があります。但し月、水は休み、金も午後だけ休みます。

出発の場所
甲府駅前からの出発時間
午前八時半
午後二時

忘れようとしていても忘れることのできない九月十五日、一日の勤めも終わろうとした午後五時ごろ、警察から「あなたの妻と子ども二人が、交通事故にあった。」という連絡を受けた。現場に着いてみると、確かに家の乳母車が、トラックの下にねじ込まれているではないか。

妻と二人の愛児を奪われて

ある交通事故の追憶

上本道夫

こんなむごいことが、許さないとどこにぶちまけたらよいものだろうか? 結婚生活七年、遠い、寒い北国から東京に移り住み生活もやっと軌道に乗る。笑い声が溢れた楽しい幸せの瞬間が、一瞬のうちに音を立てて崩れ去り、暗い

歩いていたのに、三人が一緒に交通事故の犠牲になる。と、数カ月を過ぎて。私には実感がない。警察のお話により、そのトラックが左に曲がると、右側のドアが開き、それを運転手が右手で閉めていた。その瞬間、乳母車に乗せ、長男の手をひいて右側を歩いていた妻と二人の子どもの中、四〇キロの速度で突っ込んで、車の下に巻き込んでしまった。この運転手は、免許証をとってから三年間、なんと六回も違反をしている。この運転手は、免許証を返して、運転を許してよいものでしょうか? 事故は、一〇〇パーセント運転手の過失によるもの

悲劇なのだ。このような交通事故の悲劇をなくすよう、もう一度、自分の運転者としてのマナーを、ふりかえってみたいではないか。最近激増している追突、それによるムチ打ち症、その原因と防止方法を、図解も使用して興味深く教えている劇映画。

七月一日から

交通反則通告制度

一万円から千円まで

交通反則通告制度は、七月一日から施行されます。この制度は、道路交通法違反事件の処理を簡易迅速化・合理化するために、昭和四十二年の道路交通法の改正で新設されたもので、そのあらましは次のとおりです。

一、交通反則通告制度のしくみ
この制度は、軽車両（自転車など）を除く車両等の運転者とした違反行為のうち、比較的軽微なものを反則行為とし、反則行為をした者に対して警視總監または都府県警察本部長（以下

「警察本部長」という）が法令に定める額の反則金の納付を通告し、通告を受けた者が一定の期間内に反則金を任意に納めたときは、その反則行為について刑事裁判を受けなくなり、納めなかったときは刑事裁判を受けることとなります。

二、反則行為と反則金
反則行為は、速度超過（二五キロ未満）、信号無視など全交通違反の約七〇％にあたる六三種類をとり、このような反則行為をした者であっても、無免許運転者・反復違反者・酒気帯び運転者・反則行為によって事故を起こした者などおよび少年にはこの制度を適用しません。

なお、反則金の金額は、反則行為の種類、種別、車両の種類等により別表のとおり最高一万円から最低一千円までとされています。

三、告知と仮納付
（一）反則行為をした反則者は、警察官から交通反則告知書（青キップ）と反則金の納付書をわたされます。反則行為は、告知内容に異議がなければ告知を受けた日から八日以内に、告知書と納付書に記入された反則金に相当する金額を日本銀行本、支店または日本銀行の代理店・歳入代理店に納付し、この納付金庫に納付する。この納付金庫に納付した場合は、あらためて警察に出頭する必要はありません。

（二）仮納付をした者に対しては、後日警察本部長が公示通告（通告センターで反則者の告知年月日と告知番号を掲示して行なう。）

この公示通告があること、仮納付をした者は、反則金の本納付をしたことと同じ効果になり、手続は終了します。

四、通告と納付
仮納付をしない者は、原則として、通告センターに出頭して警察本部長からの通告を受けることになり、通告を受けた者は、通告を受けた日から一日以内、反則金を納付（本納付）することが出来ます。なお、通告センターに出頭しなかった者に対しては、通告書を送達されることとなるが、この場合は郵送費用（一四五円）を反則金とともに納めなければなりません。

五、事件の終結
この制度の手続きにしたがって反則金を仮納付すれば、または本納付すれば、刑事裁判を受けないこととなります。

また、反則金は、国庫に入れられるが、すべて都道府県や市町村に交付されて交通安全施設の設置に使われます。

（注）交通反則通告センターは、山梨県下では中巨摩摩八田村野牛島の運転免許試験場内に甲府通告センターが、また、大月警察署内に大月通告センターが設けられます。

反則金の金額表 (単位千円)

反則行為の種類	車両等の種類				反則行為の種類	車両等の種類			
	大型車	普通車	二輪車	原付車		大型車	普通車	二輪車	原付車
速度超過	20以上25未満	10	8	6	5	追いつかれた車両の義務違反	4	3	2
	15以上20未満	8	6	5	4	割込み等	4	3	2
信号無視	15未満	6	5	4	3	右・左折合図車妨害	4	3	2
	止まれ点減	6	5	4	3	交差点優先妨害等	4	3	2
通行禁止制限違反	5	4	3	2	緊急車妨害等	4	3	2	
通行区分違反	6	5	4	3	駐停車違反	4	3	1	
法定横断等禁止違反	5	4	3	2	(高速通行路駐停車)	4	3	1	
追越し違反	6	5	4	3	無灯火	4	3	2	
路面電車後方不停止等	5	4	3	2	前照灯	4	3	2	
踏切不停止等	6	5	4	3	尾灯等	3	2	1	
しゃ断踏切立入	8	6	5	4	減光等義務違反	4	3	2	
優先道路通行車妨害等	5	4	3	2	合図不履行	4	3	2	
横断歩行者妨害等	6	5	4	3	警音器吹鳴義務違反	3	2	1	
徐行場所違反	5	4	3	2	乗車積載方法違反	4	3	2	
指定場所一時不停止	8	4	3	2	定員外乗車	4	3	2	
積載重量超過	10割以上	6	6	5	4	けん引違反	4	3	2
	5割以上10割未満	5	5	4	3	装置不良	4	3	2
積載容量超過	5割未満	5	4	3	2	泥はね運転	4	3	2
	制動装置等	6	5	4	3	転落防止措置義務違反	4	3	2
備不良	尾灯等	5	4	3	2	停止措置義務違反	4	3	2
	安全運転義務違反	6	5	4	3	公安委員会遵守事項違反	4	3	2
幼児等通行妨害	5	4	3	2	高速通行路通行車妨害	4	3	1	
安全地帯徐行違反	5	4	3	2	高速通行路緊急車妨害	4	3	1	
高速通行路横断等禁止違反	6	5	4	1	最低速度違反	4	3	1	
免許条件違反	5	4	3	2	仮免許運転違反	4	3	1	
(通行区分) 通行帯違反(追越方法)	4	3	2	1	保管場所法駐車違反	4	3	1	
(高速通行路通行区分)	4	3	1	1	軌道敷内違反	3	2	1	
右横断合図車妨害	4	3	2	1	右横断方法違反	3	2	1	
指定横断等禁止違反	4	3	2	1	右・左折方法違反	3	2	1	
車間距離不保持	4	3	2	1	警音器使用制限違反	1	1	1	
					制限外許可条件違反	3	2	1	
					原付けん引違反	1	1	1	
					運行記録計不備	3	2	1	
					免許証不携帯	1	1	1	

(注) 大型車とは大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバスおよび路面電車、普通とは普通自動車および軽自動車、2輪とは自動2輪車、原付車とは小型特殊自動車および原動機付自転車をいう。

新入学児に黄色い腕章

県安協で贈る

新入学の子どもを交通事故から守る運動は、三月二十日から四月三十日まで行なわれましたが、県安協では昨年と同様に、県下の新入学児童全員に、黄色い交通安全腕章一万二、五〇〇本を贈りました。



なお、本年は、甲府市内の新入学の子どもに対しては、富士銀行甲府支店から腕章が贈られました。

三井将英氏

ヨーロッパへ

全日本交通安全協会主催の第四回ヨーロッパ交通安全視察団員として、三井将英氏(県安協評議員)の三井将英氏が参加することになりました。一行は五月下旬から六月中旬まで二十四日間、オランダ、西ドイツ、スイス、イタリア、フランス、イギリスの六カ国の交通事情を視察することになっております。

交通教室のお知らせ

毎日開講(土・日・祭日もやります)

法規は 月、水、金、日 構造は 火、木、土

毎日二回 昼の部 午後一時―四時 夜の部 午後六時―九時

場所は甲府市丸の内三丁目(旧百石町)

大和ビル二階

入所料 法規科 一、〇〇〇円 構造科 一、〇〇〇円

授業料はいただきませんから、何日間でも自由に受講することが出来ます

特に運転免許試験を受けるために法規や構造を勉強する方がたにご利用をおすすめいたします

受付は毎日午後一時と午後六時に交通教室でいたします

山梨県交通安全協会 交通教室

